

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 令和四年度自衛官第七次募集（自衛官候補生）

危機管理課

○ 令和四年度自衛官第七次募集（一般曹候補生）

〃

○ 鳥獣保護区の存続期間の更新

自然環境課

○ 鳥獣保護区特別保護地区の指定

〃

○ 特定猟具使用禁止区域の指定

〃

○ 道路の区域変更

【公告】

道路整備課

○ 一般競争入札の実施

文化振興課

○ 公共測量の実施

産業振興課

○ 〃

監理課

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

【選挙管理委員会】

○ 政治団体の名称等の公表

選挙管理委員会

○ 政治団体の代表者等の異動

〃

目次

担当課（室）

○ 政治団体の解散

○ 資金管理団体の名称等の公表

【内水面漁場管理委員会】

○ 第二四十三回岡山県内水面漁場管理委員会の開催

〃

〃

内水面漁場管理委員会

令和4年10月28日 岡山県公報 第12443号

◎岡山県告示第四百五十四号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和四年度募集の要領は、次のとおりである。

令和四年十月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

1 日本国籍を有しない者

2 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者

3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 受付期間

令和四年十一月十六日から同月二十四日まで

四 採用試験種目

筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査

なお、筆記試験及び適性検査は、WEB試験により実施する。

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

1 筆記試験及び適性検査（WEB試験）

令和四年十一月二十七日から同月二十八日までの間で、志願者本人が希望する日時

2 口述試験及び身体検査

令和四年十二月三日

七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

八 採用予定時期

令和五年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六―二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八―二二―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六―四二二―七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六六―二二―二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六―二二四―二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama>

令和4年10月28日 岡山県公報 第12443号

◎岡山県告示第四百五十五号

防衛省において採用する自衛官のうち一般曹候補生の令和四年度募集の要領は、次のとおりである。

令和四年十月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

一般曹候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

1 日本国籍を有しない者

2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者

3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 受付期間

令和四年十月十九日から同年十二月一日まで

四 採用試験種目

第一次試験 筆記試験及び適性検査

第二次試験 口述試験及び身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

1 第一次試験 令和四年十二月十一日

2 第二次試験 令和五年一月七日から同月十五日までのうち指定する一日

七 試験場

1 第一次試験 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 第二次試験 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）
岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

八 採用予定時期

令和五年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六―二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六八―二二―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六―四二二―七三五八

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六六―二二―二三一四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama>

◎岡山県告示第四百五十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、平成二十四年岡山県告示第六百六十五号（鳥獣保護区の区域の変更及び存続期間の更新）及び平成二十四年岡山県告示第六百六十六号（鳥獣保護区の区域の表示の変更及び存続期間の更新）で告示した次の鳥獣保護区について次のとおり存続期間を更新した。

令和四年十月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 名称
児島湖鳥獣保護区
- 二 区域
岡山市及び玉野市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
- 三 存続期間
令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針
次のとおりとする。
- （「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称
幻住寺鳥獣保護区
- 二 区域
美咲町の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
- 三 存続期間
令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針
次のとおりとする。
- （「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称
自然保護センター鳥獣保護区
- 二 区域
和気町の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
- 三 存続期間
令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針
次のとおりとする。
- （「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部東備地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称
玉島柏島鳥獣保護区
- 二 区域

三 倉敷市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

若杉鳥獣保護区

二 区域

西粟倉村の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部勝英地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百五十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次の鳥獣保護区特別保護地区を指定した。

令和四年十月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 名称
自然保護センター鳥獣保護区特別保護地区
- 二 区域
和気町の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
- 三 面積
九九ヘクタール
- 四 存続期間
令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
- 五 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針
次のとおりとする。
（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部東備地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称
若杉鳥獣保護区特別保護地区
- 二 区域
西粟倉村の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
- 三 面積
九一ヘクタール
- 四 存続期間
令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
- 五 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針
次のとおりとする。
（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部勝英地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

令和4年10月28日 岡山県公報 第12443号

◎岡山県告示第四百五十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和四年十月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 名称
金岡西特定猟具使用禁止区域（銃）
 - 二 区域
岡山市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
 - 三 面積
一〇〇ヘクタール
 - 四 存続期間
令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
 - 五 禁止に係る特定猟具の種類
銃器
- （「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称
閑谷特定猟具使用禁止区域（銃）
 - 二 区域
備前市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
 - 三 面積
一四〇ヘクタール
 - 四 存続期間
令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
 - 五 禁止に係る特定猟具の種類
銃器
- （「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部東備地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称
牛中特定猟具使用禁止区域（銃）
 - 二 区域
備前市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
 - 三 面積
一〇ヘクタール
 - 四 存続期間
令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
 - 五 禁止に係る特定猟具の種類
銃器
- （「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部東備地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

令和4年10月28日 岡山県公報 第12443号

- 二 区域 山陽・可真特定猟具使用禁止区域（銃）
 - 三 面積 赤磐市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
九八五ヘクタール
 - 四 存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
 - 五 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- （「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部東備地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称 熊山山特定猟具使用禁止区域（銃）
 - 二 区域 赤磐市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
 - 三 面積 一五ヘクタール
 - 四 存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
 - 五 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- （「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部東備地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称 天神山特定猟具使用禁止区域（銃）
 - 二 区域 和気町の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
 - 三 面積 一五〇ヘクタール
 - 四 存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
 - 五 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- （「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部東備地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称 西ノ森特定猟具使用禁止区域（銃）
- 二 区域 笠岡市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
- 三 面積 一二七ヘクタール
- 四 存続期間

令和4年10月28日 岡山県公報 第12443号

- 五 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部井笠地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称
経ヶ丸特定猟具使用禁止区域（銃）
- 二 区域
井原市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
- 三 面積
四八五ヘクタール
- 四 存続期間
令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
- 五 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部井笠地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称
大倉特定猟具使用禁止区域（銃）
- 二 区域
井原市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
- 三 面積
一二五ヘクタール
- 四 存続期間
令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
- 五 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部井笠地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称
寄島特定猟具使用禁止区域（銃）
- 二 区域
浅口市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
- 三 面積
一九二ヘクタール
- 四 存続期間
令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
- 五 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部井笠地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称
久米南美しい森特定猟具使用禁止区域（銃）
 - 二 区域
久米南町の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
 - 三 面積
三一ヘクタール
 - 四 存続期間
令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
 - 五 禁止に係る特定猟具の種類
銃器
- （「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称
経ヶ丸特定猟具使用禁止区域（くくりわな）
 - 二 区域
井原市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
 - 三 面積
四八五ヘクタール
 - 四 存続期間
令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
 - 五 禁止に係る特定猟具の種類
くくりわな
- （「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部井笠地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 津山柵原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
津山市金屋字浅尾四四三番一地先から	津山市金屋字頓教寺六五三番一地先まで	新	八・六〇 五六・一	一八九・〇
津山市金屋字浅尾四四三番一地先から	津山市金屋字頓教寺六五三番一地先まで	旧	八・六〇 一二・〇	一八九・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 津山柵原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
津山市金屋字頓教寺六五三番一地先から	津山市押淵字山王三七六番一地先まで	新	一〇・三〇 六一・一	二五七・〇
津山市金屋字頓教寺六五三番一地先から	津山市押淵字山王三七六番一地先まで	旧	八・〇〇 一二・九	二五七・〇

令和4年10月28日 岡山県公報 第12443号

〔五二四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和四年十月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

- 購入等件名
岡山県立美術館で使用する電気の調達
- 仕様等
入札説明書による。
- 納入期間
令和5年2月1日から令和6年1月31日まで
- 納入場所及び予定数量

施設名	所在地	納入期間における 使用予定電力量
岡山県立美術館	岡山市北区天神町8番48号	1,654,000kWh

- 入札方法
入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した、1年間の参考総価金額をもって、入札金額とすることとし、消費税額及び地方消費税の額を含めない金額を入札金額とすること。
- その他

(4)の使用予定電力量は、平成31年4月から令和4年3月までの3年間平均による使用実績等に基づき算定した1年分の使用予定電力量であり、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- 令和4年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年岡山県告示第35号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされてい

令和4年10月28日 岡山県公報 第12443号

る者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(7) 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は各伝記事業者がその環境報告書で公表したもの）適用）、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

(8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (086) 226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和4年11月21日（月） 午後5時

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-0814 岡山市北区天神町8番48号

岡山県立美術館総務課

電話 (086) 225-4800

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和4年10月28日（金）から同年11月30日（水）まで（美術館の休館日は除く。）

の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。また、岡山県立美術館のホームページ(<https://okayama-kenbi.info/>)からダウンロードすることもできる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和4年12月15日（木） 午前10時

ただし、郵送等による場合にあつては、令和4年12月14日（水） 午後5時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区天神町8番48号

岡山県立美術館 地下1階研修室

ただし、送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあっては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和4年11月30日(水)午後5時までに、4(1)の場所に提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約における特約事項

当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合は、県は、この契約を解除することができるものとする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Electricity for Okayama Prefectural Museum of Art
1,654,000kWh

(2) Delivery period :

From 1 February, 2023 through 31 January, 2024

(3) Delivery place :

Okayama Prefectural Museum of Art
8-48 Tenjincho, Kita-ku, Okayama-shi

(4) Time limit for tender :

10:00 A.M. 15 December, 2022 (by mail 5:00 P.M. 14 December, 2022)

(5) Contact point for the notice :

General Affairs Division, Okayama Prefectural Museum of Art
8-48 Tenjincho, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-0814, Japan
TEL 086-225-4800 (direct dialing)

〔五二五〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和四年十月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

- (1) 購入等件名
岡山県工業技術センターで使用する電気の調達
- (2) 仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期間
令和5年2月1日から令和6年1月31日まで
- (4) 納入場所及び予定数量

施設名	所在地	納入期間における 使用予定電力量
岡山県工業技術センター	岡山市北区芳賀5301番地	3,047,000kWh

(5) 入札方法

入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した、1年間の参考総価金額をもって、入札金額とすることとし、消費税額及び地方消費税の額を含めない金額を入札金額とすること。

(6) その他

(4)の使用予定電力量は、令和3年4月から令和4年3月までの使用実績等に基づき算定した1年分の使用予定電力量であり、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年岡山県告示第35号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

令和4年10月28日 岡山県公報 第12443号

- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は各電気事業者がその環境報告書で公表したもの）適用）、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。
- (8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- 3 競争入札参加資格の申請手続
この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
 - (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班
電話 (086) 226-7538
 - (2) 申請書の提出期限
令和4年11月21日（月）午後5時
- 4 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒701-1296 岡山市北区芳賀5301番地
岡山県工業技術センター総務課
電話 (086) 286-9617
 - (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
ア 交付期間
令和4年10月28日（金）から同年11月30日（水）まで（岡山県の休日を含め、岡山県の休日を除く。）
イ 交付方法
（1）の場所にて交付する。
また、岡山県工業技術センターのホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/site/kougai/index.html>）からダウンロードすることもできる。
 - (3) 入札書の提出方法
入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。
 - (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札日時
令和4年12月15日（木）午前10時
ただし、郵送等による場合にあつては、令和4年12月14日（水）午後5時を受領期限とする。
イ 場所
岡山市北区芳賀5301番地
岡山県工業技術センター 技術交流室
ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。
 - ウ その他

令和4年10月28日 岡山県公報 第12443号

持参の場合にあっては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和4年11月30日(水)午後5時までに、4(1)の場所に提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約における特約事項

当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合は、県は、この契約を解除することができるものとする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Electricity for Industrial Technology Center of Okayama Prefecture
3,047,000 kWh

(2) Delivery period :

From 1 February, 2023 through 31 January, 2024

(3) Delivery place :

Industrial Technology Center Of Okayama Prefecture
5301 Haga, Kitaku, Okayama-shi

(4) Time limit for tender :

10:00 A.M. 15 December, 2022 (by mail 5:00 P.M. 14 December, 2022)

(5) Contact point for the notice :

General Affairs Division, Industrial Technology Center of Okayama
Prefecture

5301 Haga, Kitaku, Okayama-shi, Okayama-ken, 701-1296, Japan

TEL 086-286-9617 (direct dial)

令和4年10月28日 岡山県公報 第12443号

〔五二六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年十月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
苫田郡鏡野町河本 地内及び津山市宮 部下地内	公共測量（基準点測量、 地形測量） 及び路線測量	令和四年五月二十六日から 同年十月三十一日まで

令和4年10月28日 岡山県公報 第12443号

〔五二七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年十月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡久米南町山 手地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和四年九月二十九日から 同年十二月二十六日まで	測 量 期 間

令和4年10月28日 岡山県公報 第12443号

〔五二八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年十月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県全域	測量区域
公共測量（航空レーザ測量）	測量の種類
令和四年八月二十二日から 令和六年三月三十一日まで	測量期間

令和4年10月28日 岡山県公報 第12443号

〔五二九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年十月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

井原市芳井町川相 地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量）	測量の種類
令和四年十月二十日から同 年十二月二十七日まで	測量期間

令和4年10月28日 岡山県公報 第12443号

〔五三〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市下林字中林二五二―一、二五一―四、二五一―五、二五三―一、二五六―一、二五六―二、二五六―四、二五六―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市徳芳一〇〇一―二

信定 太一

三 許可年月日及び許可番号

令和四年九月二日岡山県指令建指第二二一号

◎岡山県選管告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
令和四年十月二十八日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岡山を「大好きなまち」にする会	尾上武志	尾上武志	岡山市北区中原三七九―二	令和四・九・五
尾上武志後援会	尾上武志	尾上武志	〃	〃
がさわ隆司後援会	行正央	西野保久	和气郡和气町木倉二三六	〃
小崎としつぐ後援会	小崎敏嗣	藤原隆志	玉野市八浜町八浜一三五五―七	九・一三
さいとう啓二と玉野市の向上を目指す会	大塚彌太郎	大野正	〃 宇藤木二〇八	九・二三

◎岡山県選管告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
令和四年十月二十八日

岡山県選挙管理委員会
委員長

大林裕一

一 政党の支部		代表者の氏名		異動事項		異動年月日	
政治団体の名称	自由民主党岡山県看護連盟支部	井上純子	井上純子	平井康子	坂本和子	令和四・七・三	
政治団体の名称	自由民主党岡山県自動車整備支部	村上均	村上均	村上均	草地博	六・二三	
政治団体の名称	自由民主党御津支部	杉本博	杉本博	杉本博	中務眞次	九・五	
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）							
政治団体の名称	岡山県看護連盟	井上純子	井上純子	平井康子	坂本和子	令和四・七・三	異動年月日
政治団体の名称	岡山県自動車整備政治連盟	村上均	村上均	村上均	草地博	六・二三	
政治団体の名称	三宅宅三後援会	梶原秀夫	梶原秀夫	梶原秀夫	藤原克美	九・二八	

◎岡山県選管告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和四年十月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

国守衆吉備

福本美香

令和四・九・二七

佐藤巧後援会

佐藤巧

令和四・八・三一

◎岡山県選管告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。
令和四年十月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届出をした

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

者（代表者）の氏名

尾上武志

岡山市議会議員

尾上武志後援会

岡山市北区中原三七九―二

令和四・九・三

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第二号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百四十三回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

令和四年十月二十八日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

一 日時

令和四年十一月二十八日（月）

午後一時三十分から

二 場所 岡山市北区駅前町二―三―三一

サンピーチOKAYAMA

TEL（〇八六）二二五―〇六三一

三 議題

第一号議案 漁場計画案の作成について